

収入
印紙

産業廃棄物処理委託契約書

年 月 日

【次の契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものを残して、他の部分を取り消し線で抹消する。】

契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。

2 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の処分を乙に委託する。

3 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

甲及び乙は、別紙＜委託業務の内容＞に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の上記契約区分に関する業務を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に従い適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託契約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目
排出事業者 氏 名 札幌市
(甲) 代表者 市長 秋元 克広 印 (以下「甲」と言う。)

排出事業場 住 所 _____
(甲の事業場) 事業所名 _____

処理業者 氏 名 _____
(乙) 代表者 _____ 印 (以下「乙」と言う。)

○ 乙の事業の範囲

【次表の許可区分の□の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入し、空欄は斜線で抹消する。】

許可等の区分	許可、契約等の内容			添付書類	
□ 許可業者（法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項の許可を受けた者）				許可証の写し	
□ 収集運搬	積込場所の許可	産業廃棄物許可品目・許可番号			
	荷卸場所の許可	特管産廃許可品目・許可番号			
□ 中間処理	産業廃棄物許可品目・許可番号				
	特管産廃許可品目・許可番号				
	処理処分の場所				
□ 最終処分	産業廃棄物許可品目・許可番号				
	特管産廃許可品目・許可番号				
□ 専ら再生利用を行う者 (古紙、くず鉄等、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者)				事業概要がわかる書面	
□ 許可を要しない者 (法施行規則第9条各号、第10条の3各号、第10条の11各号、第10条の15各号に該当する者)					
□ 環境大臣の認定を受けた者 (法第15条の4の2各号、法第15の4の3各号による認定を受けた者)					

* 乙は、この事業の範囲を証するものとして、許可証、指定書の写し又は事業概要がわかる書面などを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとする。

産業廃棄物処理委託契約約款

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の處理及清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 契約内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬する。

2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す方法及び施設にて適正に処分する。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報とし

て、＜委託業務の内容＞の適正処理に必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。

2 甲は、＜委託業務の内容＞の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」（平成29年7月改訂）を参考に、書面にて提供しなければならない（記載方法は、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン第2版」（平成25年6月）を参照）。

3 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそ

れがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1 乙の責任範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 委託業務が契約区分1(収集・運搬)の場合は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
 - (2) 委託業務が契約区分2(処分)の場合は、甲から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
 - (3) 委託業務が契約区分3(収集・運搬及び処分)の場合は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
- 2 乙は甲に対し、前項各号のいずれかの業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項各号のいずれかの業務の過程において乙又は第三者に損害が発生した場合に乙に過失がない場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合はこの限りではない。

第6条 (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は、ひと月ごとに業務を完了したときは、完了届を作成し、甲に提出する。ただし、完了届には、次のマニフェストを添付すること。

- (1) 契約区分1(収集・運搬)については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票。
- (2) 契約区分2(処分)についてはマニフェストD票。
- (3) 契約区分3(収集・運搬及び処分)については、収集・運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票、処分業務についてはD票。

なお、甲は、上記(1)～(3)のマニフェストについて、A票(排出事業者控え)及び最終処分終了後に提出を受けるE票とともに、5年間保存する。

第8条 (報酬・消費税・支払い)

- 1 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬については、<委託業務の内容>(3)の表にて定める単価に基づき算出する。
- 2 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となつたときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬についての消費税等は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの完了届を受け取った後、乙に処理業務に対する報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法等について後記特約に定めのある場合にはそれによる。

第9条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変

更することができる。この場合において、契約単価もしくは委託期間を変更するとき、又は予定期量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。また、第3条第3項の場合も同様とする。

第10条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第11条 (契約の解除)

甲及び乙は、相手方が本契約書の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。

ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

甲は乙に対し、乙の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲は乙のもとにある未だ処理していない廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取り、甲の責任により処理を行うものとする。また、乙は甲からの当該廃棄物の引き取りの請求に対し従わなければならない。

- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条 (反社会勢力の排除)

1 甲は、乙又は乙の役員等(株主等の乙への支配力を有する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前項の規定により甲が乙との契約を解除し、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲の指示により乙は責任をもって、廃棄物の処分、費用の償還等に応じるものとする。

第13条 (協議)

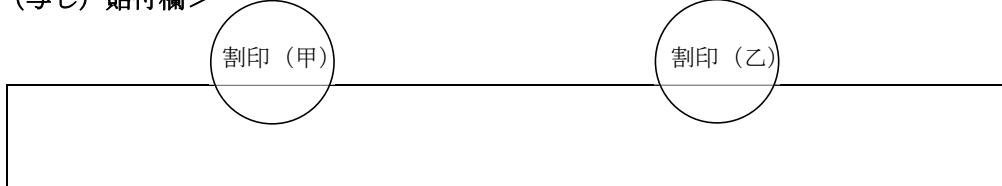
本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

特 約（報酬の支払方法その他協議事項）

報酬の支払いについて

- 1 乙は、完了検査に合格したときは、処理業務に対する報酬の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の報酬金額を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 甲は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の報酬金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 甲は、乙が甲に損害を与えたときには、甲と乙との協議成立までの間、第1項の報酬金額の支払を保留することができる。

<許可証（写し）貼付欄>



＜委託業務の内容＞

【※の欄については、ア・イのうち該当しないものを文章とともに取り消し線で、空欄は斜線で抹消する。】

- (1) 契約期間 令和5年5月15日から令和5年7月5日まで

※ワクチンの接種状況等により、期間中に接種会場を閉鎖した場合は、同時に業務を終了することがある。

- (2) 契約区分が1(収集・運搬)又は3(収集・運搬及び処分)の場合、乙の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
--------------	--

※ ア 積替・保管を行う(下表のとおり)	イ 積替・保管を行わない
積替・保管の所在地	
搬入できる廃棄物の種類	(石綿含有産業廃棄物を含む場合、種類ごとに明記)
積替えのための保管上限	
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの許否	※ ア 混合する イ 混合しない
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において、手選別を行うことの許否	※ ア 手選別をする イ 手選別しない
有価物を抜き取ることの許否	※ ア 抜き取る イ 抜き取らない

- (3) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価、適正処理に必要な情報等。契約区分が2(処分)又は3(収集・運搬及び処分)の場合の、乙の処分、最終処分及び再生利用等に関する事項

【()内は該当する単位を○で囲む。】

	1	2		
産業廃棄物の種類 ^{*1}	感染性廃棄物 (50Lプラス容器)	感染性廃棄物 (4Lプラス容器)		
予定数量	105箱	420箱		(合計予定数量) 525箱
収集・運搬・処分単価 (税込)	円／箱	円／箱		(合計予定収集・運搬金額) 円
処分の方法				
処分施設の処理能力				
処分施設の所在地				
最終処分(再生を含む)施設の所在地(予定地) ^{*2}				
適正処理に必要な情報 ^{*3}	性状			
	性状の変化			
	荷姿			
	混合等による変化			
	その他取扱の注意事項、含有マークの有無 ^{*4}			

最終処分（予定）の情報記載欄

最終処分先の番号	最終処分の方法	最終処分施設の処理能力
最終処分先の許可番号を記載する。	埋立処分の場合は、管理型処分、安定型処分、遮断型処分のいずれかを記載し、再生の場合は、破碎、選別、たい肥化、燃料化などと再生の実態を記載する。	埋立処分の場合は、許可証記載の許可容量を、再生の場合は、処理する施設及び産業廃棄物の種類ごとの能力を記載する。

＜委託契約に係る留意事項＞

- 1 産業廃棄物の収集運搬、処分を他人に委託するときは、**委託する排出事業者は、委託先と必ず委託契約を締結しなければなりません。** 委託する相手方が市町村や再生利用業者であっても例外ではありません。（マニフェストの交付義務とは異なります。）
- 2 収集運搬業者と処分業者が同一でない場合には、それぞれと契約を締結し、それぞれと契約書を作成しなければなりませんが、収集運搬と処分を同一の業者に委託する場合に限り、ひとつの契約書を作成することで差し支えありません。
- 3 廃棄物処理法施行令（第6条の2）及び廃棄物処理法施行規則（第8条の4、第8条の4の2）に、委託契約に具備すべき要件が定められています。要件を満たさない契約書による委託は、**委託基準違反**となります。
- 4 この契約書例は、産業廃棄物処理委託契約を行う際に必要となる委託契約書のひな型として社団法人全国産業廃棄物連合会（<http://www.zensanpairen.or.jp/>）が示している記入式のものをもとに道が補正したものです。実際の契約条件に応じ、適宜、条文を加除して使用してください。また、同連合会のホームページに委託契約についての解説やそのほかの様式がありますので御覧ください。
- 5 ＜委託業務の内容＞（3枚目）の予定数量、収集・運搬単価、処分単価の欄には、該当する単位に○印をつけてください。車1台当たりの単価でも構いませんが、必ず積載重量（容量）等単位の明確になるものを特約の記載欄に記入してください。法の基準では、廃棄物の委託数量、委託額を明記することが定められています。
- 6 貼付する印紙については、廃棄物処理法に定められたものではなく、印紙税法に定められたものです。納付額については、契約内容や契約額によって異なりますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。